

## 第1回

地域における消費者教育の推進に向けた  
地域ネットワークの構築・強化に関する分科会  
議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

## 第1回

### 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 議事次第

- 1 日時 令和8年1月28日(水) 16:00~18:00
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館 共用1211会議室
- 3 議題24ni
  - 1 座長選出等
  - 2 運営要領の決定について
  - 3 分科会の進め方(検討スケジュール案)について
  - 4 地域の消費者教育の現状について(報告)
  - 5 地方公共団体からの取組報告
  - 6 意見交換
- 4 出席者(敬称略)

委員:遠藤 友美子、大藪 千穂、岡田 美保、柿野 成美、角山 信司、倉本 勝也、  
高比良 直子(50音順)

オブザーバー:金融庁、文部科学省、厚生労働省、国民生活センター

事例報告:  
青森県地域生活文化課 消費生活・公益法人グループマネージャー 石塚 雄士  
岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課課長 佐藤 優子  
奈良県消費生活センター副所長 山中 一泰、消費者教育コーディネーター 神澤 佳子
- 5 配布資料
  - 資料1 委員名簿
  - 資料2 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 運営要領(案)
  - 資料3 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会(仮称)について【第43回消費者教育推進会議 資料7】
  - 資料4 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会検討スケジュール(案)
  - 資料5 地域の消費者教育の現状について(消費者庁)
  - 資料6 青森県における取組事例
  - 資料7 岐阜県における取組事例
  - 資料8 奈良県における取組事例(当日投影)

○黒田課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第1回「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を開催させていただきます。

本日、座長が決まるまでの司会をさせていただきます、消費者庁消費者教育推進課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は初回の会議ですので、いまだ座長が決まっておりませんので、しばらくの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

本分科会の委員の選定につきましては、昨年12月4日に開催しました第43回消費者教育推進会議におきまして大藪会長に御一任することとなり、お配りしたお手元の資料1にある委員名簿のとおり、ここにお名前のある7名の皆様に御就任いただきました。

また、オブザーバーといたしまして、金融庁、文部科学省、厚生労働省、国民生活センターに御参加いただいております。

なお、本日は、委員のうち大藪委員、角山委員はオンラインで御参加いただいております。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第を御覧いただければと思います。

本日の議題は議事次第のとおりですけれども、座長選出、運営要領の決定から始まりまして、意見交換まで含めて六つの議題がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の御紹介は、お手元の資料1で代えさせていただきます。

早速、議題1に入りたいと思います。まず本分科会の座長の選任等に移らせていただきます。

座長は、分科会の中から1名選出することとなっておりますが、今回、分科会の親会である消費者教育推進会議の会長の大藪委員に御参加いただいておりますので、本分科会におきましても座長を大藪委員にお願いしたいと思います。大藪委員におかれましては、お引き受けいただけますでしょうか。

○大藪委員 よろしく申し上げます。

○黒田課長 ありがとうございます。

委員の皆様方も大藪委員を座長にすることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○黒田課長 ありがとうございます。

それでは、大藪委員に座長をお引き受けいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行を大藪座長にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大藪座長 皆さん、こんにちは。

私と角山委員が今日はオンラインということで、委員の皆様方、消費者庁にお集まりいただいていると思います。

本会議と含めてこれからも数回あると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

私、腰が急に悪くなったり、よくなったりで、不安定な状況で申し訳ございませんけれども、上半身は非常に元気でございますので、ちゃんと出られると思います。よろしくお願いいたします。

今日は、青森県、岐阜県、奈良県からの報告もいただけるということで楽しみにしております。

また、オブザーバーの皆様方もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、記者の方はここでカメラ撮影を終えていただいて、傍聴のため残られる方を除いて御退室を願ひたいということになります。よろしいでしょうか。

(報道関係者退室)

○大藪座長 それでは、議題2ということで運営要領の決定についてになっております。

本会議の運営要領は、資料2の運営要領を分科会として決定することに御異議はありますでしょうか。御意見等がありましたら、挙手いただくか、オンラインの方は挙手ボタンになりますけれども、いかがですか。

○事務局 フロアの皆さんは大丈夫そうです。角山委員も大丈夫ということです。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、このとおりに決定したいと思います。

引き続きまして、議題3の分科会の進め方(検討スケジュール案)についてです。

まず事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○黒田課長 改めまして課長の黒田でございます。

まず資料3を御覧いただければと思います。

この資料は、昨年12月4日に開催した第43回消費者教育推進会議において提出した資料でございます。この資料が親会である消費者教育推進会議で了承されましたので、これに基づき本分科会を立ち上げたところでございます。

資料3の中段の目的でございますけれども、かいつまんで申し上げますと、あらゆるライフステージの多様な消費者への消費者教育の機会の創出・充実に向けては、地域における教育資源を積極的かつ有効に活用すること、つまり地域ネットワークの構築・強化を図っていくことが重要という問題意識に基づきまして、各地の現状を把握した上で、より前進させていくための課題の抽出、対応策の検証等を行うことを目指していることが分科会の目的になります。

具体的な議題といたしましては、例えばこれまで各地で育成・配置が進められてきた消費者教育コーディネーターが、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐという役割をさらに発揮していただくためにどのような方策があり得るのかということですか、どのような既存ネットワーク等との連携が有効かということなどで、下に検討事案のところに記載した論点が挙げられるということでございます。

時期としては、年初をキックオフとして、夏頃までに取りまとめをしたいと考えてございます。これが12月4日にお諮りして、了承いただいた内容だったということでもあります。

続きまして、資料4で、この分科会の具体的なスケジュールの案をお示ししたいと思います。

本日、第1回ということで皆様にお集まりいただきましたけれども、本日は消費者庁からの報告と、青森県、岐阜県、奈良県の三つの自治体の皆様から、自治体での取組報告を予定してございます。年始のお忙しいところ、本当にありがとうございます。

その上で今後のスケジュールですけれども、2回目は3月上旬頃を予定しております。ここで引き続き地域ネットワークの構築のための現状の課題等のヒアリングをしたいということで、自治体の消費者行政部局の外部の連携先として様々な連携先があるわけですけれども、そういった

主体の皆様へのヒアリングができればと考えてございます。

第3回目は4月下旬頃を考えておりますけれども、引き続きヒアリングが必要でしたら、ヒアリングをやりつつも、取りまとめの骨子案が出ていくことを考えております。あわせて、各地域において消費者教育が必要であると思われる分野についての検討もさせていただくということでもあります。

ここで骨子案を出し、いろいろと御意見をいただいた上で、6月の上旬を目標に委員の先生方の御意見をいただきながら、取りまとめをしていきます。

最終的には親会である消費者教育推進会議に御報告をすることをもって、取りまとめ、公表となりますので、この後、6月中下旬以降に親会の推進会議をやって、そこで公表を考えてございます。

具体的なヒアリング先等については、今後の分科会における委員の皆様方の御議論ですとか、御意見を踏まえた上で座長とも相談しながら決めていくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、分科会の進め方について、御異議はございますでしょうか。もし何かありましたら、挙手などをお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、分科会の進め方については、特段大きな御意見はないということで、今期の会議の進め方については、資料3のとおりに進めさせていただきたいと思います。整理とか、修正した上で、後日、事務局よりメールでお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の議題に進みたいと思います。今日のメインになりますけれども、議題4です。地域の消費者教育の現状についてです。

まずは資料5に基づき、10分、12分ぐらいで事務局から説明をお願いしたいと思います。

○黒田課長 引き続きよろしく申し上げます。

資料5を御覧いただければと思います。「地域の消費者教育の現状について」という資料を御説明申し上げます。

本分科会における委員の皆様による議論に先立ちまして、消費者教育に関するこれまでの取組等を御説明するとともに、分科会の議論に資するよう、事務局である消費者庁において実施した自治体向けのアンケートの結果について、御紹介させていただきます。

1ページ目から3ページ目は、12月4日に開催した第43回の消費者教育推進会議においてお示しした資料を、令和7年度の現況調査の結果に合わせて最新の数字に更新したものでございます。

1ページ目でございますけれども、ライフステージに応じた様々な教育の場を活用して消費者教育を実施しているということで、いつも説明している資料でございますけれども、学校、地域、職域と三つありますが、今回のターゲット、この分科会の焦点で言えば、真ん中の地域社会が一番関係するところだと思ってございます。

地域社会のところですのでけれども、おさらいになります。消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場としての拠点化をして、計画策定ですとか、協議会の設置、また、消費者教育コーディネーターの配置、それによるコーディネート機能の発揮などを通じて、各地で消費者教育の取組を進めているということで、出前講座なども含めて様々な取組を進めていただいています。

時間の都合上、資料の御紹介だけにとどめますが、2ページ目、3ページ目が計画の策定状況ですとか、協議会の設置状況ですとか、コーディネーターの配置状況などについての進捗状況であり、これもデータを最新化したものを御提示してございます。

都道府県、政令市を中心にこうした消費者教育推進のための体制整備、仕組みづくりを進めていただいていることが見てとれると思いますので、御参考までにしていただければと思います。

4ページ目をお願いします。本分科会では、この体制や仕組みをより実効的に機能させ、地域において教育の機会を創出・充実させていく取組をさらに前進させていくための方策について、御議論いただきたいと考えてございます。

その中でも特に、地域ネットワークの構築・強化を、取組の前進に欠かせないキーポイントとして位置づけてございます。消費者教育の範囲は広くて、消費生活のあらゆる領域に関連する上、大学生、社会人、高齢者等といった体系的な取組がされにくいライフステージの消費者を捉えて消費者教育を実施するためには、いかに消費生活センターが商品・サービスの基礎知識や契約知識、最新の消費生活に関する情報を有しており、地域における消費者教育の拠点として適当であるとはいえ、地域における様々な教育資源を積極的かつ有効的に活用することが欠かせません。

つまりは既存のネットワークや団体、機関等と連携して、様々な年代ですとか、属性の消費者に対する教育の場を創出すること、そして、それを教育する担い手の育成、活用に取り組むことが必要なわけですのでけれども、それらをつなぐための重要な役割を消費者教育コーディネーターが担うことであります。

4ページ目は、こういった背景がある中で、昨年9月の第6期の消費者教育推進会議の取りまとめにおいて、「地域ネットワークの構築・強化に関する方策」を、今後第7期の推進会議での検討課題としてくださいと引き継いだものであり、12月4日にキックオフした第7期の推進会議において、ここをしっかりと検討することとし、資料3、資料4のスケジュールにあるように、今回の分科会においては、ここの部分についてフォーカスして検討していきたいということでございます。

5ページ目をお願いします。今回実施した自治体へのアンケートの結果です。この分科会で議論いただくに当たって、各地の取組状況を概観するために、消費者庁において11月から12月に全都道府県、全政令市、全中核市の消費生活部局を対象にアンケート調査を実施しました。その結果について、これから御報告します。

6ページ目をお願いします。消費者教育推進計画の策定を通じまして、消費者教育に係る事業を実施するに当たって、庁内と庁外のいろいろなところと連携していると思いますけれども、それについてどこと連携しているかを尋ねました。

6ページ目は庁内連携です。自治体の中の関係部局のどこと連携していますかということでご

ざいます。その他を除いて一番多いのは、消費生活相談員です。2番目が福祉関係部局、3番目が環境・資源循環関係部局となり、この辺はエシカル消費関連での連携かもしれません。このあたりが多くなっています。次に少し件数は減りますけれども、4番目が産業労働関係部局で、職域への展開なども見据えた連携なども行っているということが見てとれます。

7ページ目をお願いします。翻って庁外への連携ということでアンケートを取ってございます。上位から、教育委員会、金融広報委員会、消費者団体、警察、弁護士会、見守りネットワーク、J-FLEC、ほかの自治体、福祉・環境などの他の分野の団体と続いております。さらに、事業者団体ですとか、事業者そのもの、あるいは商工会など、数は少ないですけれども、職域といえますか、事業者系の方々とも連携をしている自治体もあることが回答から分かります。

先ほどの1ページ目の資料において、この分科会で主に焦点を当てる教育の場として地域社会と申しあげましたけれども、地域における消費者教育のスコープの中には、この連携先を見ても、職域における消費者教育の実施も入ってくる部分はあるということで、地域の消費生活センターと商工会や事業者団体等とのネットワークづくりも非常に重要な部分だと思いますので、消費者庁としては、この観点についても本分科会の射程に含めていただければありがたいと考えているところでございます。

8ページ目をお願いします。各自治体でつくる消費者教育推進計画において様々なKPIを設定し、あわせてKPIを実現するための事業実施をしているわけですが、それぞれどのようなKPIを設定していますか、そして、そのKPIの目標を達成するためにどのような事業を実施していますかということを探ったのがこの表です。

回答については、自治体によって細かな表現やばらつきがあり、一言一句一緒なわけではないのですが、大きくくりにするとこんな形ということで、事務局でまとめさせていただきました。

一番左に分類（政策目標）と掲げているのは、消費者教育の基本方針に掲げられている様々な項目を引っ張ってきて、例えば学校における消費者教育とか、地域における消費者教育ということで、いろいろな分野の消費者教育がありますけれども、そういったところにひもづけながら、どういうKPIが設定されているかということを便宜的に整理するために事務局でつくったもので、KPIの列と目標達成に向けて実施している事業の列が自治体からいただいたアンケートの回答をまとめた結果になります。

具体的に見ていただくと、例えば一番上ですけれども、学校における消費者教育の充実であれば、実践的な教育を実施する学校の数・割合がKPIになっていて、それを増やすためにどうしているのかというと、一番右側に目を転じていただきますと、出前授業の実施ですとか、教材提供の支援とか、消費者教育コーディネーターによる働きかけとか、学校訪問とか、講師派遣などが掲げられています。

その下の、消費者教育に関わる教職員の指導力向上というKPIに対しては、教員向けの講座とか、研修会の開催が事業として実施されていることが分かります。

これを縷々見ていきますと、2段目の地域における消費者教育の機会の充実については、例えば消費者教育講座、出前講座やセミナー等の市民の参加型教育事業の開催回数とか、参加者数がKPIとして設定されていて、これを実施する事業としては、出前講座の実施とか、セミナー・学習

会等の開催などを様々に実施して、KPIを達成しようとしていることが回答から読み取れます。そのように見ていただければと思います。

全部を説明すると時間がないので、省略しますが、全体を見ていただいて色々なKPIがある中で、一番右の欄を見ていただくと、そのKPIを達成するために各自治体を実施している事業としては、出前講座の実施が再頻出項目になっています。

そのほか、消費者教育の担い手の確保・養成ですとか、関係機関団体等とのネットワーク構築とか、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信といったことも各自治体が注力している施策、事業として幾つか出てくるようです。

9ページ目を御覧いただければと思います。9ページ目から11ページ目は、今度は消費者教育コーディネーターの方々の活動について質問していて、具体的にどことどういうつながりを創出できたか、そのときにどうやってつながりを創出しましたかということ、まずは学校、そして、学校以外と分けてお尋ねしています。

9ページ目は学校です。教育関係機関（学校等）との連絡調整を行っているかと答えていただいた自治体に対して、具体的にどのようにそのつながりや関係性を実現できたのかということをお尋ねしています。

消費者教育コーディネーターの業務として、学校との連携をやっている自治体はたくさんあるわけですが、その中で上から言っていきますと、教育委員会ですとか、自治体の教育部局、そういった方々が参加する連絡会、こういったものを消費者行政部局が運営して、そこで消費者教育の授業を学校で実践していただく、普及活動をしていただくということで連携を取っているという回答があります。

二つ目は、教育委員会を通じて各学校に直接の開催の依頼をするということで周知をして、各学校に出前講座をやっていきますとの回答です。

三つ目は、毎年やっているということで、1回やった学校から継続的に毎年依頼を受けて、そこに前講座などをやっていくという回答です。

四つ目は、学校の先生の様々なレイヤーでの集まり、つまり校長会、教頭会、主幹教諭・教務主任会、生徒指導の担当が集まる会など、様々な集まりがあるようで、そこに行って、そこで消費者教育を宣伝して、出前講座までつなげていくような取組をしているという回答がありました。

10ページ目でございます。今度は学校以外の関係機関との連携です。例えば福祉等との連携をしていると答えてくださった自治体に対して、その連絡先・連携先の獲得とか、事業実施を実現できた理由などをお尋ねしています。

ここにありませうとおり、自治体からは地域包括支援センターですとか、社会福祉協議会、公民館等との連携によって出前講座の周知を行って、その実施につなげているという内容が、一つ目の回答になります。

次は、そういったところを所管する自治体の庁内の福祉部局とか、生涯学習の担当部局との連携を図っているという回答です。

さらに、地域包括支援センターとか、障害福祉サービスの事業所、障害者支援をやっているところと直接個別に連携して、消費者教育を知ってもらって、出前講座をやるとか、啓発資料を配

ることをやっているという回答がありました。

ほかにもいろいろな回答がありますけれども、庁外の様々な主体と連携をしているということでございます。

11ページ目を御覧ください。消費者教育コーディネーターの業務として、研修会、講座の企画・周知をやっていると回答いただいた自治体の皆様に、具体的に地域のつながりや派遣先、開拓先での事業実施等にどのようにつなげているのかということを知りました。

研修会や講座を企画立案して、それを周知できていると答えた自治体であっても、新規派遣先の開拓は特段できていないという答えもありました。今、既に連携できている講座の派遣先とか、そうしたところとの関係を維持することが精いっぱいですという趣旨の回答だと考えられます。

二つ目は、逆に開拓を進めていて、講座を依頼した団体や講座の参加者、講師とのつながり、口コミとか、伝手で新しい場所を開拓できています、発掘をしていますという回答がありました。

あとは、地域の公民館を運営する協議会と連携できているとか、出前講座のチラシを福祉関係団体や就職相談会などで配架・配布したことで、出前講座の依頼が来ましたなどの回答もあったところです。

最後に12ページ目をお願いします。消費者教育コーディネーターは、全都道府県、全政令市で配置ができていると認識していますけれども、複数名配置について質問をしてみました。複数名を設置する必要があると思いますかと聞いています。

都道府県については、半数以上の自治体から複数名配置が必要との回答がありました。47自治体のうち26自治体、そして、既に配置しているところも含めると27の自治体が複数名配置の必要があると回答しています。

逆に政令市は、20市のうち11の自治体が必要はないと答えていて、半々ぐらいの感じです。

中核市は、まだ1人目の配置がなされていないところが多くございますので、無回答とか、分からないというところが多いです。

この中核市を除外すると、既に配置が進んでいる都道府県、政令市では半々なのですけれども、複数名設置が必要ありと言った自治体がどういう理由を回答しているかということ、例えば行政職員が1人でコーディネーターをやっている場合に、その方が異動してしまうと、その方の個人的な力で関係を築いてきた地域のネットワークの関係性が薄まるのでその維持が難しく、2人でやっていて異動時期がずれると、ネットワークが維持しやすいですとか、そもそもマンパワーが不足しているので、コーディネーターがもっと必要ですとか、行政職員だけではなくて、学校の先生のOBとかだと、学校現場との連携がうまくいくので、そういう専門性を持ったコーディネーターが欲しいなどという理由が挙げられていました。

必要な理由は、現状の1人でも満足です、十分に機能しているので、ちゃんと優秀な人がやっているのです大丈夫ですというお答えですとか、業務量として1人分ぐらいしかないのでとか、庁内の人手不足のため複数名の人材が確保できないし予算もないですという理由が挙げられていたということでございます。

アンケート調査の結果は以上でございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、今、アンケートのことも含めて御説明いただきましたので、これについて知りたいとか、御質問とか、御意見などがあれば、ぜひ手を挙げていただくか、挙手ボタンでお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、高比良先生、お願いします。

○高比良委員 全相協の高比良です。

今回のアンケートについてなのですが、私は勤務先が政令指定都市です。どのようなアンケートだったのか、内容を職員から見せてもらいました。

その中で気になったことは、消費者教育コーディネーターについて、現場で「私は何々市の消費者教育コーディネーターです」と名のって活動しているのかどうかという質問があったように思うのですけれども、その結果はどこに反映されていますでしょうか。

○大藪座長 黒田課長、お願いします。

○黒田課長 今回はサマリーなので、今日の資料には載っていないのですけれども、口頭でお答えします。

「消費者教育コーディネーターと名乗っているか」という御質問をさせていただきました。全数は129です。都道府県47プラス政令市20プラス中核市62です。そのうち「名乗っている」とお答えになっているのは26自治体、「名乗っていない」が50自治体、コーディネーター未設置が53自治体です。これは全体の合計の数です。

都道府県でいうと、47都道府県のうち、「消費者教育コーディネーターと名乗っている」は18自治体です。「名乗っていない」は29自治体です。

政令市に参りますと、全数が20で、「名乗っている」が6自治体、「名乗っていない」が14自治体でした。

中核市は、「設置していない」が多いので、参考程度ですけれども、62が母数で、「名乗っている」が2自治体、「名乗っていない」が7自治体、コーディネーター未設置が53自治体になってございます。

○高比良委員 ありがとうございます。名のっているところが少ないように感じました

○大藪座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。また何かありましたら、後で言っていただいても構いません。よろしく願いいたします。

それでは、議題5ですが、今回、地方公共団体から具体的な事例や取組状況について御報告いただきます。3県あるのですけれども、それぞれについて終わった後に御質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

青森県、岐阜県、奈良県の方は、オンラインで参加いただいております。この場を借りまして、お忙しいところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。

まずは青森県の方にお取組の御説明をいただいた後、先ほど言ったように質疑応答の時間を10分ほど設けさせていただきたいと思います。続いて、岐阜県、奈良県という形にして、最後に全体を通して御意見をいただきますので、ぜひ活発な意見交換をよろしく願いいたします。

それでは、まずは青森県の石塚様から御説明をどうぞよろしく願いいたします。

○青森県 青森県における消費者教育ということで資料を共有させていただければと思います。青森県の地域生活文化課の石塚と申します。よろしく申し上げます。

最初に、本県の消費生活行政の体制について、御説明いたします。

庁内で消費生活行政を担当しておりますのは、地域生活文化課消費生活・公益法人グループの6名の職員となっております。

資料の左の覧に記載したとおりの業務を担当してございます。

グループの職員は、消費生活センターの職員も兼務という形になっております。

一方、本県における消費生活センターとしての具体的な業務につきましては、資料の右側の囲みになりますけれども、NPO法人であります青森県消費者協会に業務を委託いたしまして、実施しております。

青森県消費者協会では、県センター業務として18名の職員を配置して、県民からの相談対応、また、教育啓発の業務に従事しておるところです。

本日のテーマに係る消費者教育の業務を担当しております職員は、教育啓発課の3名でありまして、3名全員、本県の消費者教育コーディネーターとして位置づけております。

参考として、本県では、県センターのほか、地域の中心市の7市に設置しております消費生活センターで周辺市町村の住民の相談を受け付ける広域連携体制を構築して、県内の県民100%をカバーしている形にしております。

次のページですけれども、県が実施する消費者啓発の主な取組になっております。

まず、ほとんどの都道府県等で同様の取組を実施していると思われましても、出前講座として学校、市町村、公民館、社会福祉協議会などからの依頼を受け講師を派遣して、講座を実施しておるところです。

講師は、先ほどお示しした消費者協会の教育啓発課の3名で担当して、主催団体からの要望があれば、講座の内容に対する理解を深めることを目的として、寸劇の上演もしております。

なお、この寸劇ですけれども、消費者協会側の事業であります消費生活大学院で学んだ方の有志が演者となって実施しておるものです。

次に、消費生活大学講座として年6回の消費生活に関する連続講座を開催して、毎年度約600名の方に受講してもらっておるところです。

こちらの講座には、今年度の第1回の講師として、本日御出席の消費者庁の黒田課長にも御参加いただいたところですので。ありがとうございました。

また、資料に写真が載っていますが、こうした消費生活情報誌を年に2回発行して、関係機関や学校等に配布しているほか、ウェブサイトや各種SNSを活用した情報提供も実施しておるところです。

次に、本県における消費者教育コーディネーターの活動でございます。

コーディネーターの配置に至る経緯といたしまして、本県の消費生活センター業務は、平成16年度から青森県消費者協会に委託して実施しております。当初は苦情相談対応業務が中心となっておりますけれども、その後、県民向けの啓発活動や消費者教育のウエートが増加していきました。

平成28年度に県の消費者教育推進計画の性格を併せ持った形で消費生活基本計画が改定されまして、幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な消費者教育に取り組むことが明記されたところです。

さらに同時期、県が学校における消費者教育推進の取組を開始したことで、学校や県教委をはじめとした様々な機関と連携する必要性が増加した背景がありまして、コーディネーターを配置することに至ったものです。

現在のコーディネーターの役割ですけれども、さきに述べたとおり、センター業務受託者の青森県消費者協会の3名をコーディネーターとして位置づけておりまして、センターの実施する教育啓発事業の企画・調整や各種広報媒体を活用した啓発等を担当しております。

複数名をコーディネーターとして位置づけている趣旨でありますけれども、書いてありますとおり、築き上げたネットワークや関係団体との関係性が薄くなることを避けたいという趣旨がございます。

なお現在、コーディネーターになっている職員の主な経歴ですけれども、民間企業の社員や消費生活相談員をやっていた方になっております。

次に、コーディネーター業務を外部委託しているメリットですが、外部環境の変化に対応しやすいことが挙げられます。具体的には新型コロナウイルス感染症への対応の際にも、事業に向けて柔軟性を発揮して、スムーズな対応ができたことがございます。

さらに、行政内部の人材だけでは得られにくい民間企業などでの様々な経験を有する人材を確保でき、そして、事業を推進していけること。

また、担当者が比較的長期間いられることで、関係先との関係性を維持・強化しやすいことが挙げられると考えております。

次に、これまでの活動実績ですけれども、消費者教育コーディネーターであった前の啓発担当課長であります。中学校の教諭であったほか、教育関係の部局を歴任された方で、県教育委員会の内部にも人脈が太かったことがございます。

県で令和5年度まで実施しておりました学校における消費者教育推進事業の実施に当たっては、その人脈等を生かしまして、学校関係者との連絡調整の円滑化に大きく貢献していただきました。

また、もともと先生ということもあり、学校現場の事情等をよく承知しておりましたので、具体の企画構築や事業活動の際、非常に円滑に進めていただくことができたものです。

この事業で構築された各学校との関係性につきましては、この方が退職された後なのですが、現在も維持されておまして、特別支援学校から申込みがあった出前講座の際に、学校の授業を実施した大学の学生が理解促進のための寸劇を演じることもありまして、コーディネーターが間に立って調整を行い、実施したような実績があるところです。

今後の活動の方向性といたしまして、これからも現在の配置数と同数を維持できるようにして、これまでの活動で構築した学校等とのネットワークや関係性を維持しながら、積極的かつ効果的な消費者教育・啓発事業の展開のために活用していきたいと考えております。

次のページからは、消費者教育推進に向けた取組の紹介をさせていただきます。

最初は、先ほども少し触れた、学校における消費者教育の推進です。中学校から大学までを対

象とし、事業を実施しておったのですけれども、学習指導要領に基づく消費者教育が行われるようになったので、終了とさせていただきます。

次に、子育て世代に向けた消費者教育の推進です。就学前の子供を持つ親等を委員として、親世代への効果的な情報発信や普及啓発の手法、有効な啓発内容等について検討する会議を設け、4コマ動画を作成するとともに、それに関する啓発資料を作成して、幼稚園等に配布する取組をしておるところです。

次に、消費生活情報ネットワークの構築と挙げておりますけれども、職域における消費者教育推進ということで、事業者団体等の協力を得て、事業所の従業員に県から提供する消費生活関連情報を伝える消費生活情報ネットワークを構築しておるものです。

具体的な活動としては、月1回、消費生活情報ネットワーク通信を県消費生活センターで作成し、各事業所に送付して、事業所内で掲示・呈覧等をしてもらうことで、従業員へ消費者トラブル事例等を周知できればということによっておるところです。

次に、既存のネットワークを活用した消費者教育の推進となります。

青森県では「青森県消費者トラブル防止ネットワーク会議」を設置しており、関係機関等と年4回、消費者被害の未然防止や救済のための情報交換等を行っています。また、消費者教育に関係する行政機関等の連絡調整の場として、消費者教育連絡協議会を年1回開催しておるところです。

こちらの連絡協議会での成果としましては、県消費生活センターが作成した若者向けの消費者トラブルの防止に向けた動画について、学校等の授業で活用してもらうため、QRコードを付した動画一覧を県内の高等学校及び特別支援高等部に送付する取組につながったところがございます。

次のスライドは参考になるのですけれども、本県での高齢者等を見守る体制づくりの取組として、相談窓口紹介ネットワークの構築を進めてございます。消費者安全確保地域協議会の前段階のような形で、民生委員等協力していただける方に見守りをお願いする仕組みであります。

県は、各市町村を通じて、活動に従事する方に消費生活情報を提供して、ネットワークの活動を支援しておるところです。

最後のスライドは、県内市町村が実施する消費者教育への取組に対する県の支援の内容を書かせていただいております。この4段階の取組で支援しているところです。

最後に、資料はないのですけれども、本県における消費者教育コーディネーターについては、学校における消費者教育推進の取組を開始し、様々な機関と連携する必要があることから、人選や期待する役割について、ある程度のイメージを持って進めてきたと感じておるのですが、学校における消費者教育は、先ほど申し上げたとおり、学習指導要領に書かれるようになったことから、今後はコーディネーターの人選や役割についても、これまでとは少し違う方向になっていくと考えておるところです。

一方で、今後もしも取り組んでいかなければならないことは、職域をはじめとする現役世代の方々に対する消費者教育をどうしていこうかというところがございます。そういう取組を進めるためには、どういう団体とつながって、どのような人材にどのようにしてもらえればいいのかという

部分が少しつかみ切れていないところがございますので、そういう消費者教育コーディネーターの在り方とか、活用の仕方について、様々な有用な事例等がありましたら、参考にして進めていければと考えておるところです。

本県からの説明は以上になります。

○大藪座長 丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。

ほかの県の方も御質問していただいても構いませんので、挙手のボタンをお願いいたします。

まずは委員の方からもう少しここを詳しく聞きたいとか、御質問はございますでしょうか。感想でも構いません。岡田委員、お願いします。

○岡田委員 埼玉県消費生活支援センターの岡田です。

青森県の取組は素晴らしいと思いましたが、3人のNPOの教育啓発課の方がこれを担い、他が主催するものについても顔を出したり、関与したりしてらっしゃるということのようですけれども、大忙しではないかと思うのですが、どのようにうまく回していらっしゃるのかを教えてください。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、青森県からよろしくをお願いします。

○青森県 教育啓発課の方は、一応教育啓発事業専任ということで出前講座を年60回以上やっているのですが、講師として行く方が1名、あとの2名は資料づくりと様々な関係団体との打合せをやっておりますので、専任職員を配置できているから、できているのかというところがあります。相談員との兼任であると、なかなかこうはいかないのかというところは感じておるところです。

○大藪座長 ありがとうございました。

岡田委員、いかがでしょうか。

○岡田委員 大丈夫です。また別に機会がありましたらノウハウなどをお伺いできればと思います。ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。柿野委員、どうぞ。

○柿野委員 御発表をありがとうございました。柿野です。

青森県では、前職の啓発担当課長と親しくさせていただいておりました。学校教育に精力的に協働事業を展開しているところがすごいと思って拝見していたのですが、その方が学校教育の関係者であったところで、教育委員会との連携が非常にスムーズに進んで、いろいろなプロジェクトによって協働の枠組みができたと理解しております。今後も新たな体制のもとで青森県でもプロジェクトが続いていくことを期待しておりますが、教育委員会側の受け止めはどのようなものが知りたいと思いました。もし分かれば、教えてください。

○大藪座長 石塚さん、どうでしょうか。

○青森県 教育委員会側としては、今の新たな要領に従って手探りの状態で、これまで事業を展開してきたところでは、それを生かしながらというところはあるのですが、ほかのところまでをどのように展開するのかは、これからになるのかという印象を持っております。

○大藪座長 ありがとうございました。

柿野委員、よろしいでしょうか。

○柿野委員 ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。御質問がありましたら、お願いします。遠藤委員、どうぞ。遠藤委員の次に角山委員、お願いします。

○遠藤委員 NACSの遠藤です。よろしく申し上げます。非常に貴重なお話をありがとうございました。

私は5ページ目の職域のところでお伺いしたいのですが、職域はハードルが高いと思っているのですけれども、これだけしっかりとやられているのはすごいと思っておりますが、これは月に1回のネットワーク通信を送付されているのですか。

例えば事業者の関係者の方が自分で情報を取りに行くようなこともできる仕組みなのでしょうか。

○大藪座長 石塚さん、分かりますか。

○青森県 ネットワーク通信は、今のところ一方通行のような形で、県から発信している形があります。事業者側からの発信も考えたりしたのですけれども、なかなか出てこないとか、難しいところがありまして、基本的に今のところは一方通行の形になっております。

○遠藤委員 職域の取組はこれから力点を置かれるということなのですね。ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

角山委員、お願いします。

○角山委員 ありがとうございます。日本社会福祉士会の角山と申します。

資料の2ページ目の消費者教育・啓発の主な取組になりますけれども、こちらの出前講座の開催で消費生活大学院の方々方が寸劇をされると記載されていますが、消費生活大学院の講座の開催では、消費生活大学で受講されて、さらに大学院まで行かれた方々がこういう寸劇などをなさっているようなイメージでしょうか。

○大藪座長 石塚さん、お願いします。

○青森県 消費生活大学講座は前から開催されているのですけれども、こちらを受講された方がもう少し深く学びたいという意向があって、それに対応するために委託先の消費者協会の実施事業で消費生活大学院を開催しておったところです。そこで学んだ方の中で演劇をやってもいいという方が、県も中身を見ているのですけれども、消費者協会がつくったシナリオで出前講座に対応したような寸劇をしてくれるという形でやっております。

○大藪座長 角山委員、よろしかったでしょうか。

○角山委員 ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。倉本委員、お願いします。

○倉本委員 J-FLECの倉本でございます。

2点お聞きしたいのですけれども、一つ目は、金融経済教育に関係する各都道府県に金融広報委員会があると思うのですが、金融広報委員会と連携されていたり、共催をされていたり、今日

御説明をいただいた取組の中、あるいはその外側で、中心としてされている消費者教育の中で金融広報委員会と連携していらっしゃる取組があれば、教えていただけないかということでございます。

もう一つは、5ページにあった子育て世代向けに動画をつくって配布されていることがあったのですが、子育て世代向けの方で括弧の中にあつて、各動画が16万から20万回再生なので、年間で100万回ぐらい再生されているものを提供されているのは、非常によく見られている動画をおつくりになって提供されています。今、我々もいろいろと注力しているのですが、そううまくいかないのが、SNSを活用した啓発を実施と書いてありますが、こうした動画を実際に見てもらうための工夫といたしますか、どういう場で提供しておられるかと、もしそういうお話で見てもらうための工夫があれば、教えていただけないでしょうか。

以上、二つでございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

石塚さん、お願いします。

○青森県 青森県の金融広報委員会は、先ほど申しました消費生活・公益法人グループの中に専任職員がおりまして、県庁に事務局がございます。

連携した事業につきましては、昨年度になりますが、消費者教育・啓発の主な取組で説明しました「消費生活大学講座」の第2回で、金融広報委員会に講師をお願いし、金融経済教育に関する講座を開催しました。

あと、子育て世代の話が出ましたけれども、子育て世代に向けた消費者教育の推進につきまして、検討委員会には金融広報委員会の講師であられた方に委員として参加いただき、検討に加わっていただいたところでございます。

また、動画については、幼稚園、保育所などにリーフレットを配っておりまして、そのリーフレットからQRコードで動画を見ることが可能となっております。再生回数が多い理由としては、広告という形で動画を配信しているからです。

○大藪座長 ありがとうございます。

倉本委員、よろしかったでしょうか。

○倉本委員 ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

たくさんの御意見、御質問をいただきまして、また、石塚様には丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

最後の全体のところでも、もしかしたらほかの県からも御意見や御質問があるかもしれませんが、そのときはまたよろしく願いいたします。

まずは青森県の石塚様、どうもありがとうございました。

引き続きまして、岐阜県の佐藤様に御説明をいただきたいと思っております。

佐藤様、どうぞよろしく申し上げます。

○岐阜県 岐阜県県民生活課の課長の佐藤です。

本日は、貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

岐阜県における消費者教育推進の取組状況と課題について、岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課、県民生活相談センターを代表しまして、私から御報告申し上げます。

スライドの1を御覧ください。岐阜県内の消費者トラブルの状況のうち、若者の状況について御説明いたします。本県の若者からの消費生活相談は、対前年では8.4%の減少となっております。若干減少しているところをごさいます。購入形態別ではインターネット通販を含む通信販売が最も多いという状況です。

次に高齢者の状況です。本県では高齢者からの消費生活相談は全体の約3割を占めまして、3年連続で増加をしておるところをごさいます。また、詐欺まがいの巧妙な手口により、多額の被害を被る深刻な事案もございます。対策が必要となっている状況です。

こうした状況を踏まえまして、大藪先生に会長をお願いしております岐阜県消費生活安定審議会に御指導いただきながら、5年間の消費者施策・消費者教育の計画である「岐阜県消費者施策推進指針2025」を策定したところをごさいます。

施策の柱の一つ目に主体性のある消費者の育成を掲げまして、消費者の多様性やライフステージに応じた消費者教育の推進などを重要施策と位置づけて取組を進めることとしております。

次に、本県の消費者教育・啓発の取組について御紹介したいと思います。ライフステージに応じた消費者教育・啓発の展開と、新規拡充施策として主な三つをピックアップして御説明いたします。

まずライフステージに応じた消費者施策・消費者教育の展開として、本県ではライフステージに応じたマッピングをして施策を整理しております。幼児期から小学生、中学生、高校生、成人期、若者から高齢者までを時系列にいたしまして、各世代に応じた切れ目のない消費者教育を展開しているところをごさいます。

今年、新規拡充して取り組んでいる施策については、黄色で着色をしておりまして、後ほど幾つか御説明をさせていただきたいと思います。

出前講座については、希望する消費者の元に、外部の方ですとか、県職員、ボランティアの方などが出向いて実施しております。

中高生向けには、県弁護士会、県司法書士会と連携を図りまして、法律の専門家を派遣する出前講座を実施しております。毎年約30校、全体で4,000名程度の生徒に対して契約の基礎的な知識ですとか、若者が遭いやすい消費者トラブル、対処方法についての授業を実施いただいております。

写真は、岐阜県弁護士会の御子柴先生に可児工業高校に出向いていただいた時のものでございまして、体育館に1学年全員が集まってお話を聞いていただいております。

また、消費生活出前講座につきましては、全世代向けに実施をしておりまして、例えば消費者啓発推進員の方により、寸劇などを交えまして、分かりやすく消費者トラブルや対処方法を伝えております。

これは昨年度でいいますと、年間132回、5,221名を対象にして実施をしておりまして、うち高齢者向けのものが105回、3,166名となっておりますので、主に高齢者向けにニーズが高いといえると思います。

また、推進員の担い手不足が課題となっていたわけですが、今年、新たにNACSの8名の方に推進員として御就任いただいております。担い手が増えて大変安堵しているところでございます。

スライド7、教材・啓発グッズ・副読本の作成について説明します。本県では、岐阜県消費者教育専門委員会、委員長は岐阜大学の大藪先生にお願いしておりますけれども、この会議において教育委員会と連携を図るとともに、弁護士等、有識者の御知見をいただきつつ作成しております。

小学生向け、中高生、特別支援学校生向け、高齢者にそれぞれ紙媒体ですとか、ウェブ上から体験できる教材を御議論いただきながら作成してきておりまして、国の交付金を活用させていただいております。

このうち、消費者教育副読本『おっと！落とし穴』につきましては、大藪先生に御指導いただきまして、10年以上前から冊子で作成してきておりましたけれども、県内の学校でのICT教育の進展に伴いまして、学校のタブレット端末を利用して繰り返し学べるよう、昨年度からウェブ版として作成をさせていただいております。また、今年、PDF版も作りまして、印刷して紙媒体としてもお使いいただけるような工夫をしております。

次に、全世代向けの講演会ですが、上の写真につきましては、消費生活講演会、金融経済教育講演会ですが、J-FLECの助成金を頂きまして、岐阜市、岐阜県金融広報委員会等と共催で、岐阜大学の藪先生やタレントのパックン・マックンを講師としてお招きしまして、岐阜市内の「みんなの森ぎふメディアコスモス」において開催いたしました。

1月7日には消費者庁と共催で地方連携推進フォーラムin岐阜を開催いたしました。このフォーラムでは、パネルディスカッションにおいて大藪先生にコーディネーターとして御登壇いただいたほか、尾原審議官にもパネリストとして御登壇いただきました。ありがとうございました。

それぞれオンラインを含めまして、消費生活講演会は500名、フォーラムは600名と多くの方に御参加いただき、大変御好評いただいたところでございます。

次に、こうした消費者教育を推進するに当たり欠かせないのが、本県の消費者教育コーディネーターの存在です。本県の消費者教育コーディネーターは、先般の甲子園で全国の高校野球ファンを感動させた県立岐阜商業高等学校という高校がございまして、そこの校長をされていた服部氏を公募で採用しまして、教育委員会や大学、企業等と連携した消費者教育をコーディネート・調整していただいております。コーディネーターにつきましては、県民生活課内に配置をしております。

次のスライドでは、その具体的な活動内容を列記させていただいております。先ほど御紹介しました法律の専門家による消費生活出前講座のコーディネートのほか、服部先生御自身も県内の大学へ出向いて出前授業を実施していただいております。

また、消費者教育副読本ですとか、高校生向けカレンダーといった教材等の制作、教員研修での教員への指導などのほか、エシカル消費・食品ロス削減啓発ポスター・標語コンテストの実施など、幅広い分野で活躍をいただいております。

服部先生は商業科の教員としての長い御経験、専門知識、教育関係者のみならず、民間企業と

の人脈も幅広く、これをフルに生かして積極的に現場に出向く姿勢で取り組んでいただいております。私ども県職員にとっても大変勉強になりますし、こうしたノウハウを職員にも蓄積していく必要があると感じているところでございます。

これらの取組を踏まえまして、まず若者向けの課題として感じているところは、県の教育委員会ですとか、大学と連携した各学校での消費者教育をさらに推進していく必要があるということや、教員の知識不足の問題がございまして、金融経済教育の充実に向けた教育の強化が必要だと考えております。

そうしたことから、方向性としましては、エシカル消費・食品ロス削減に関する教材を新たに作成して出前講座で活用していくこと、大学生向けの消費者啓発の強化として、例えば食堂のテーブル広告の実施ですとか、教員研修をさらに充実させていくために、初任者研修ですとか、選択研修のお時間をいただきまして、消費者教育、金融経済教育について教えていく必要があると考えております。

次に新規拡充施策としての取組を3点御紹介します。

まず若者向け金融経済教育の強化でございます。初めに教職員の知識不足に対応するため、岐阜大学にお願いをいたしまして、中高大学の教員向けのカリキュラムの参考となる授業案を開発いただいているところでございます。完成間近と伺っております。来年度の教員研修で活用して浸透させていきたいと考えております。

また、先日、J-FLECの安藤聡理事長をお招きいたしまして、県内金融機関ですとか、J-FLECのアドバイザー・講師の方などを対象に、事業者支援としての金融経済教育の必要性について御講演をいただきました。

さらに、野村総合研究所と連携を図りまして、岐阜県立岐阜高校の1年生・2年生65名に対して、メタバース空間を過去からタイムトラベルしながら、投資やそのリスクについて楽しく学ぶ体験授業を実施したところでございます。その結果については、大藪先生に御講評をいただいております。20名募集したところ、65名が希望してきたということでございまして、高校生の投資に対する興味が大変高いということがうかがわれました。

2月10日には、羽島市立竹鼻中学校3年生全員を対象に実施を予定しているところでございます。

新規拡充施策の二つ目は、高齢者等見守りネットワークの構築です。先ほど青森県からも御紹介がございましたので、制度の説明については割愛させていただきますけれども、本県におきましては、まずは高齢者に近い市町村において見守りのネットワークを構築させていくべきだということで働きかけを進めてまいりましたが、なかなか進まず、県内7市にとどまっていたという課題がございまして、先ほど御紹介しました審議会からの御意見もいただきましたので、昨年8月に大藪先生に会長に御就任いただきまして、県レベルでの岐阜県消費者安全確保地域協議会を立ち上げたところでございます。

構成員につきましては、教育機関、メディア、弁護士会、経済団体、金融広報委員会、福祉団体として社会福祉協議会のほか、岐阜県社会福祉士会、老人クラブ連合会などにもお入りいただきました。消費者団体としては消費者ネットワーク岐阜、生活学校、生協連等にお入りいただい

て、県内市町村にも参画をいただいております。

協議会の目的でございますけれども、大きく3点ございまして、市町村協議会の設置促進、市町村協議会の活動支援、県レベル目の関係団体間の連携推進、ネットワークづくりといったところを目的にしております。

先ほど御紹介したとおり、昨年度まで7市の設置にとどまっていた市町村協議会は、こうした取組を踏まえまして、新たに多治見市において12月に市町村協議会を設置いただいたほか、2市3町において設置を前向きに検討いただいているところでございます。

県内の人口カバー率は、8市、51%ということで、今、御検討いただいている市町で設置されれば、13市町、58%にまで伸びてくるところでございます。

こうした協議会の取組における市町村との意見交換ですとか、県協議会で御議論いただいた内容を踏まえまると、高齢者向けの課題としては、小規模市町村を含む全県域での啓発の強化が必要である、また、多様な主体間の連携をさらに強化していく必要がございます。被害の深刻化・手口の巧妙化への専門的な対応も必要でございますし、元気な高齢者に向けた支援も必要だということが浮かび上がってきております。現在、市町村や担い手支援の強化として見守りハンドブックの作成を進めております。

また、多様な主体としましては、郵便局県医師会等、新たな主体との連携強化を進めているところでございまして、警察との連携強化におきましては、大藪先生の御紹介で県警における有識者会議で県協議会の取組を昨日発表させていただいたところでございます。

元気な高齢者に向けましては、岐阜には喫茶店でドリンク代だけでトーストですとか、ゆで卵がついてくるというモーニング文化がございまして、こうした場を活用して消費者教育ですとか、啓発を進めていけないかということで検討してまいりたいと考えております。

次に、新規格重施策の3つ目について、今年、黒田課長にお越しいただいておりました日本消費者教育学会のシンポジウムでのテーマともなっておりました「グリーン志向の消費行動の促進」としまして、食品ロス削減に向けた取組について御紹介いたします。

本県では、県民と事業者向けの意識調査を実施しまして、これに基づく効果的な施策の検討を行っているところでございます。

主な結果を御紹介しますと、食品ロス削減の取組を行う県民の割合は、現在、89.5%まで伸びてきておりまして、これを2030年度までに100%にしていくために、いかに具体的に行動を促進していくかということを検討しております。

こうした取組を計画的に進めるために、岐阜県食品ロス削減推進計画について、現在、中間見直しを行っているところでございまして、行政に対する主な要望として、例えば学校での学習の機会を増やしてほしいとか、冷蔵庫・冷凍庫の整理整頓や正しい保存方法についてもっと啓発してほしいとか、御要望もいただいておりますので、これに基づく新規施策を検討しております。

例えば食品ロスの問題に関する知識や意識の向上に向けた新規施策として、新たに食品ロス削減に関する岐阜食品庫チェックデーを制定したり、チェックリストなどを盛り込んだ教材を作成しまして、先ほど御紹介した消費者教育コーディネーターによる出前講座において活用していくことを検討しております。

下の図にございますように、この計画は食品ロス削減推進協議会において計画的に推進していくことにしております。有識者、事業者、消費者団体、福祉団体等のネットワークを活用して取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に当課のスタッフとメタバースを活用した投資教育体験授業の取組をしていただいた県立岐阜高校の校長先生、教頭先生、担当の教諭、野村総合研究所さんと撮影した写真を御紹介して事例発表を終わります。

まとめとしましては、高齢者向け、食品ロスの削減など、施策ごとに地域のネットワークづくりを本県でも進めているところがございます。消費者教育コーディネーターはどの場面でも関係者をつなぐハブのような役割を果たしております。今後も継続して配置していきたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。

○大藪座長 佐藤さん、どうもありがとうございました。

それでは、御質問があれば、ぜひよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。高比良委員、お願ひします。

○高比良委員 全相協の高比良です。

岐阜県さんの取組として、消費者教育コーディネーターを中心とした大変広範囲にわたる活動をされているということで、こちらの資料を見てすばらしいと感じました。

そこで、2点ほどお聞きしたいことがございます。12ページですけれども、高齢者等見守りネットワークの構築ということで、岐阜県でも去年の8月に消費者安全確保地域協議会を立ち上げたということをおっしゃっていたのですが、この中で、メディア、地元新聞とか、JAとか、金融機関というのは、ほかの見守りネットワークではあまり見たことがないと思って興味深かったのですが、特に新聞なのですけれども、新聞というのは、新聞各社が集まった新聞の公正取引協議会のようなものが各県にあるのかもしれませんが、そういったところなののでしょうか。といいますのも、消費生活センターには新聞に関するトラブルも結構寄せられたりするのですけれども、そういうところで、どのようなお立場で地元の新聞やメディアの方がこの協議会に入っているのかということをお教えいただけたいと思いました。

2点目は13ページなのですけれども、高齢者向け課題の中で、被害の深刻化・手口の巧妙化への対応ということが書かれているのですが、やはり消費者被害への対応というのはタイムリーに現場のことを知らないとなかなか難しいと感じているのですけれども、消費者教育コーディネーターの今回御紹介いただいた校長先生はとても頑張っているのですが、その方と相談員との間でどのような方法で情報交換をされているのか、定期的に会議みたいなものがあるのか教えていただきたいと思いました。よろしくお願ひいたします。

○大藪座長 佐藤さん、お願ひします。続きまして、神澤さんにお願ひしますので、佐藤さんからまずお願ひします。

○岐阜県 御質問いただきまして、ありがとうございます。

1点目、高齢者等見守りネットワークにおけるメディアとの関わりですけれども、このメディアは地元新聞としまして、中日新聞社、岐阜新聞社の2社にお入りいただいております。これは

新聞の団体ということではなく、消費者被害の状況ですとか、消費者施策、消費者教育に関する情報を共に御議論いただき、発信していただくという役割を期待しておりまして、この2社につきましては、岐阜県消費生活安定審議会のメンバーとも重なっております、審議会で施策について御審議いただき、協議会で構成員として御協力もいただいているという立ち位置になります。

2点目、被害の深刻化・手口の巧妙化に対して、消費者教育コーディネーターの服部先生と相談を受ける相談センターとの関わりについて御質問をいただきましたが、仕組み化しているわけではないのですが、服部先生は消費生活相談員の方のところにも情報収集に行くこともございますし、消費者教育専門委員会に消費生活主任相談員にお入りいただいております、消費者教育の進め方については、現場を経験されている相談員から知見をいただきながら進めているということで、この委員会において連携を図らせていただいております。

以上となります。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、奈良県の神澤さんから手が挙がっていますので、いかがでしょうか。

○奈良県 ありがとうございます。

1点、お伺いしたいのですが、法律の専門家の弁護士、司法書士による消費生活出前講座を年間30校以上されているということなのですが、これは一つの継続事業としてやってこられているのかということと、それから、それなりに講師料などもかかると思うので、予算を確保されて実際に県が負担されてやっておられるのか、そのことについてお伺いしたいです。

○大藪座長 ありがとうございます。

佐藤さん、お願いします。

○岐阜県 御質問いただき、ありがとうございます。

法律の専門家による消費生活出前講座につきましては、継続事業として県で予算を確保して実施してきております。具体的には、謝金等旅費という形でお支払いをしているところでございまして、令和元年度からの取組となっております。

○大藪座長 ありがとうございます。

○奈良県 もう一点、それをやりますというお知らせとか、また、30校でやろうと思ったら、弁護士会、司法書士会との調整なども結構大変だと思うのですが、そのあたりも県の担当の方がされているということでしょうか。

○岐阜県 実施につきましては、消費者教育コーディネーターの服部先生が全てやってくださっております。弁護士会、司法書士会との調整、県内の学校への活用を促進するための通知をしていただいております、また、個人的な人脈で各学校の学校長などつながりがあるものですから、掘り起こししてもらっていると承知しております。

○奈良県 ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

わざわざ司法書士の人とか、弁護士さんがやりたいということもございます。

もしも聞きたいことがありましたら、あと1人だけお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしかったですか。

それでは、岐阜県の佐藤さん、どうもありがとうございました。

○岐阜県 ありがとうございました。

○大藪座長 それでは、最後になりますけれども、奈良県の山中様と神澤様から御報告をよろしくお願いいたします。15分ぐらいでお願いいたします。

○奈良県 奈良県の山中でございます。

私ども奈良県の消費生活センターでは、金融広報委員会も事務局を担っておりまして、消費者トラブルと併せて金融経済教育を広めるというミッションがございます。その中で、どうしたらいいのかと思いながら、奈良財務事務所の担当といろいろと話していますと、私たちも出前講座をやっていますし、ほかにも行政機関でいろいろと出前講座をやっていますという話があって、それを集めて一つのチラシにしたらいいいのではないかという話になりました。

また、教育現場では先生がお忙しいので、金融教育だけではなくて、財政であるとか、租税であるとか、いろいろなことを出前講座で呼んでおられるのですが、ほかにもやってみたいとか、どこにどう頼めばいいのかが分からないというお声も聞いていましたので、これを一つのチラシにしてPRすればいいのではないかということになりました。

それが発端で、勝手に奈良モデルと呼んでいるのですけれども、これは、今、右肩が案になっていますが、もうすぐ正式に発出するという形になっています。

そちらにありますように、消費者トラブルは消費生活センター、金融経済はJ-FLEC、財政に関することは財務事務所、租税は税務署、年金のことは年金事務所、あと、タイトルに「主にお金にまつわる教育に関する出前授業」とあるのですけれども、選挙はお金には直接まつわらないのですが、親和性が高いということで、この六つを一つのメニューにしています。

これはチラシの裏面になるのですけれども、簡単な説明と対象の学年とか、所要時間、オンラインが可能かということが書かれております。

右にQRコードがあるのですけれども、これを携帯なり、スマホでフォーカスしていただくと、申込みのページまで飛ぶ形になっています。

今のところは、主にお金にまつわるということで、教育機関向けにこのチラシをつくっております。ただ、今後、大人向けであるとか、今はQRコードからそれぞれの申込みに行くのですけれども、例えば年金と財政のコラボをやってほしいとか、金融経済教育と財政をやってほしいとか、それぞれの団体同士で調整して、90分のうち、例えば年金と主権者教育、投票、こういうものも言ってもらえれば調整できるという形で、それぞれが協力する形になっております。

これはプロトタイプなのですけれども、学校の先生に見ていただくと、かなり好評で、早くくださいというお声をいただいております、チラシを刷って、いろいろなところに配っていきたいと思っています。

今後の展開なのですけれども、こういうコラボメニューも展開したいと思っているのと、あと、例えば弁護士会とか、司法書士会なども出張講座をやられていまして、一部有料のものもあるのですが、我々が有料のものを税金を使ってPRすることは難しいので、その辺も仕組みを考えて、幅広に学校がいろいろなものをチョイスしやすいような、先生があまり手間をかけずにこういうものをどんどん取り入れられるような仕組みをつくっていきたくて考えております。

私からは以上でございます。

続きまして、神澤からお話しさせていただきます。

○奈良県 奈良県消費生活センターで消費者教育コーディネーターをしております、神澤と申します。よろしくお願ひします。

奈良県消費生活センターの消費者教育事業ですけれども、2013年度から力を入れて取り組んでおります。2013年度当初は、相談員2名が相談業務と兼務という形で消費者教育講座を担当しておりました。両方やるというのは業務的に負担が大きいということで、2015年度から相談員2人が消費者教育コーディネーターとして担当させていただいております。

奈良県には奈良県消費生活センターと中南和相談所、2か所の消費生活センターがありますが、相談員は2か所で16名おまして、そのうち2名が専従で消費者教育コーディネーターとなっております。職員は7名おまして。

次へ行きます。これが主な消費者教育啓発事業で、コーディネーターが担当しているものをこちらに挙げております。

学校教育としては、講座の講師として実施したり、教材の作成、消費者教育の担い手講座というところで行っております。あと、啓発資料、動画の作成をしております。

地域では、高齢者対象講座を行ったり、見守りの方、地域ボランティア、先ほど青森県さんも養成されているようですけれども、安全・安心サポーターを養成しております、その方々による啓発活動もあります。

連携事業は、こちらに示したような団体と行っております。

順番に説明をさせていただきます。

出張事業、あるいは講座ということで、2024年度は全部で81回ぐらい行っています。コーディネーター2人で担当しているものは、昨年度は56回ということで、学校はこちらに示したように19校、46回で、地域講座は主に見守りとか、福祉関係、リーダー会などを担当して9団体になります。今も毎週2校ぐらいに行っております、2人でぎりぎり回しているという感じです。

啓発ボランティアのサポーターさんによる出前講座もありまして、寸劇入りで高齢者の集まりであるとか、老人会とか、そういったところで好評ですので、年間25回ぐらい実施させていただいております。

それから、学校教育ですけれども、こちらに示したように、中学校では家庭科で『消費生活ワークブック』というものをつくっているのです、それに連動した講座をしております。

高等学校は、消費者トラブルとか、契約とか、相談員が講座を実施しておりますので、実際に起こっている事例を紹介しながら、契約知識と結びつけて説明をするということです。あと、弁護士さんとのコラボ授業もあるので、後ほど紹介します。

特別支援学校からの依頼もコンスタントにありますので、専用のスライドを作成して授業を行っております。

大学に関しても、専門科目であるとか、特別授業などでいろいろとさせていただいております。内容はカスタマイズするというか、要望によってスライドをつくり直したり、新しいテーマが入ってきたら、それをつくるので、準備と実施に追われるという感じです。

そのほか、学校の先生とか、担い手さん向けの講座もございます。大藪先生にもお願いしたことがあるのですが、外部講師にお願いして、毎年開催しております。これらはみんなホームページに載せております。

スライドショーで見せる部分が見えにくいと思いますので、こちらで御説明します。いろいろな連携をしております、それぞれ説明をしていきたいと思っております。

これが弁護士と相談員のコラボ授業で、高等学校を対象に行っています。2022年、18歳成年になった年からということで、教育委員会とも連携しながら授業にペアで行っております。12月の『国民生活』に記事を書かせていただいたので、そちらに詳しく掲載されております。

こちらが中学校の家庭科の先生と一緒に作った『消費生活ワークブック』です。毎年、御希望に応じて3,000部ぐらい配付しております。1冊で中学校の家庭科の消費生活分野が学べるようにしております、書き込み式なので、先生方はプリントを刷らなくてもいいというメリットもあるということです。

また、消費者トラブルのページに関しては、御依頼がありましたら、相談員が授業をさせていただいております。

これは大学生と一緒に作った若者向けの冊子になります。奈良教育大と一緒に作ったものと奈良女子大と一緒に作ったものがあります。

それから、動画ですけれども、これは2025年度に表彰を受けたものですが、「ショート動画で学ぼう！消費者トラブル」ということで、7種類あるのですが、1分以内で情報提供できるということで、ホームページに上げております。私たちの授業や講座のときにもこれを取り入れて活用しているところです。

これは前のものですが、実際、動画はプロというか、外部の業者さんに委託するのですが、シナリオとか、内容の選定はコーディネーターがつくる形でやっております。

地域講座ですけれども、高齢者が対象で、一番活躍されているのは安全・安心サポーターさんです。こちらは今年度で19年目になるのですが、毎年養成講座をしております、現在、119名の方が登録してくださっています。ざ・ひめみこ、グループあんあんという啓発グループがありまして、その二つのグループが県内でいろいろな啓発講座をしてくださっています。

また、サポーターさんや福祉関係の方に対して、情報紙『ならこじかつうしん』というものを毎月発行しております。こちらは職員につくっていただいて、コーディネーターはこういうものを載せたらどうかという、記事の情報提供をさせていただいております。

こちらがくらしの安全・安心サポーターということで、寸劇を入れた講座をされております。

あと、奈良女子大学の学生さんと2015年ぐらいから連携してグループができまして、いろいろな啓発活動をしてもらっています。また、独自に活動もされています。一緒に啓発イベントを開催したり、講座をしたり、担当課とか、警察、消費者団体、弁護士会、いろいろと連携しまして、毎年、イオンモールで啓発イベントを行っているところです。

これらの取組の集大成ではないのですが、各団体が集いまして、先月、12月6日に消費者教育フェスタを開催させていただきました。奈良県内で消費者教育に関わるいろいろな団体、大学、人、学校が一堂に会して、それぞれの取組の報告を行い、また、全国からたくさんの方に

参加していただきましたので、今後さらに奈良県内でこういった消費者教育啓発を発展させる貴重な機会になったと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、奈良県に対しての御質問、御意見などがあればということで、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ほかの県の方でも構いません。岡田委員、お願いします。

○岡田委員 埼玉県岡田です。

奈良モデルは素晴らしいと思ったのですが、例えば民間の金融機関などでも独自に金融経済教育のようなことをやっていたりすると思います。私も埼玉県内でどのようなところがどんなことをやっているかというのは把握し切れなくて、できれば公で補えない部分を民間で補っていただいて、総体としてやっていければいいと思っているのですが、奈良県は、今後この取組を少し拡充して、民間にも関わっていただくようなことをお考えでしょうか。

○奈良県 多分いろいろなところがやっておられると思います。生命保険であったり、地元の金融機関であったり、先ほど言いました弁護士会であるとか、司法書士会とか、いろいろなところがやっているのですが、税金を使ってチラシをつくって回していくとなると、どうしても民間の業績につながるというか、この前、地元の某銀行の頭取さんとお話をしたのですが、金融経済教育は大事だけれども、民間だから自分たちの売上げとか、いろいろなものにある程度つながらないと、ボランティアだけで民間は回らないということをオフレコでおっしゃっていて、やはりそうだと思います。

当然銀行協会も金融広報委員会のメンバーに入っていますので、そういう意味では、コラボをしていったらいいのですが、今のところは、まず第1弾として、こういう行政機関のものの情報を集めて、その後、第2弾、第3弾ということで、もしいろいろなところも入ってきたいということでしたら、段階を追って検討していこうと思っております。一足飛びに行くとなかなか難しい部分があって、この銀行はチラシに載せて、この銀行は載せないとか、いろいろなことが出てきますので、その辺については、段階を追ってやっていきたいと思っております。

以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。

岡田委員、よろしかったでしょうか。

○岡田委員 第1弾は素晴らしいと思います。ありがとうございました。

○奈良県 ありがとうございます。

○大藪座長 銀行さんももっと長い目で見ていただけたらいいと思います。すぐに結果が出るとは思わないようにしていただければと思います。多くの銀行さんで金融教育をしていらっしゃる。

ほかはいかがでしょう。柿野委員、よろしく申し上げます。

○柿野委員 御発表ありがとうございました。

奈良県も、以前から神澤さんが中心になってすごく精力的に取り組まれていて、連携が蓄積されてきているということを感じることができました。

私も出前授業、奈良モデルについて質問をしたいのですが、学校側からすると時間があまりない、出前講座の依頼においても細かい調整は面倒だという状況があると思いますが、お二人のコーディネーターが内容の調整とか、アレンジもするという理解でよかったですか。

○奈良県 これにつきましては、どちらかといえば、メニューにあるものになります。

チラシにあるのですけれども、コーディネーターは関わらないです。それぞれ学校がこれでやりたいということで、例えば選挙について子供たちに学んでほしいとか、年金について学んでほしいということで、行政機関もばらばらですので、今のところは、コーディネーターがそれを取りまとめてやるという形ではありません。逆に言えば、学校の先生は時間がないので、この時間にこれに入ってほしいということなので、コーディネーターに相談して、そこからフィードバックしてやり取りするという時間ではなくて、この時間にぼんとこれを入れたいということをよく聞きます。

第1弾としては、裏にあるのですけれども、QRコードから連絡先とか、申込みのシートまで行きますので、まずそこで申し込んでいただくという形を考えていまして、今、コーディネーターが真ん中に入るということはありません。それぞれの団体もほかの業務をしながらの出前講座になりますので、日程調整などが間にあるととてもややこしくなりますし、進むものも進まなくなるので、まずはそれぞれの団体でやっていこう、それぞれが受け付けて、それぞれが出張していこうということです。

先ほど言いましたように、コラボメニュー、今ちょっとあるのですけれども、租税のことを30分やって、あと1時間ぐらいは財政をやっているところもあります。財務事務所と税務署がコラボをやっているところもあったりするので、そういうもので実績を積みながらやっていきたいという形です。

それぞれの団体とか、行政機関も手探りの部分がありまして、心配しているのは、一斉にわつと何十も来たら、なかなか大変だということでもあります。今、御存じのように、選挙も急に入って忙しくなっているので、まさしく選挙をつかさどっているところがこの担当でもあるので、何十、何百と応募が来ても応えられないということがあるので、取りあえず恐る恐るやっていこうという状況でございます。なので、今のところ、コーディネーターさんがかむという状況にはなっておりません。

以上です。

○柿野委員 御説明ありがとうございます。

すごくいい挑戦だと思うので、これをやってみてどうだったかということをごどこかでぜひ教えてもらえたらと思いました。ありがとうございました。

○奈良県 いい結果が出たら、報告させていただきたいと思います。

○大藪座長 ありがとうございました。

ほかの岐阜県、青森県のことも構いませんので、何々に対してと言って御質問をいただけたらと思います。いかがでしょうか。全体を通してということでお願いします。感想でも何でも構いません。角山委員、お願いします。

○角山委員 角山です。

岐阜県にお伺いしてもよろしいでしょうか。

県のコーディネーターの業務がかなり多岐にわたっておられましたけれども、市町村とのすみ分けというか、コーディネーターとのすみ分けなどはどのようにされておられるのでしょうか。

○大藪座長 佐藤さん、お願いできますか。

○岐阜県 御質問ありがとうございます。

市町村とのすみ分けということですが、もう少し詳しく課題意識を教えていただけたらと思います。

○角山委員 今、映っておりますのが教育コーディネーターの業務の内容になっていますけれども、市町村協議会の設置でそれぞれのところの取組はされていると思います。見守りハンドブックの作成などと書かれていますけれども、資料は13ページです。そういったところのそれぞれの役割との違いであるとか、それぞれの市町村協議会がそれぞれ活発に動き始めたときに、コーディネーターとの役割をどのような形ですみ分けていくのかということをお伺いできればと思って質問させていただきました。

○岐阜県 ありがとうございます。

見守りハンドブックの作成につきましては、コーディネーターそのものの業務ではなくて、県協議会として行っている業務でございまして、これに対してコーディネーターからは専門的な知見からの意見をもらったり、監修してもらうという形になります。本県は市町村の協議会の設置がなかなか進まないという状況がございまして、県が広域的な支援をしていくために、県下統一でお使いいただける見守りハンドブックを県レベルで作成しているところでございまして、これを市町村の協議会でも御活用いただきたいと思っております。また、各福祉団体などの見守りの担い手に当たる方そのものにも御活用いただきたい。やはり市町村が現場に近いですので、普及については市町村に御協力いただきたいと考えております。

以上です。

○大藪座長 どちらかといったら、全部やるのではなくて、監修とか、検証などをやったりということだと思います。ありがとうございます。

ほかに全体的なところでお伺いしたいことはございますでしょうか。高比良委員、お願いします。

○高比良委員 今、角山委員から県と市町村のすみ分けについて岐阜県さんに御質問があったので、私も気になることがございまして、青森県さんへ質問をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目の下に、貴県では、青森県消費生活センターのほか、地域の中心市ということで七つの市があるのですけれども、それらの消費生活センターが周辺市町村の住民からの相談を受け付ける広域連携体制を取っていると書かれています。先ほどの御説明ですと、コーディネーターが3名、教育啓発課に専任の方がいらっしゃるのですけれども、青森県もかなり広い県だと思っておりますが、各市に出向いて出前講座をするような場合は、そのコーディネーターがどの市にでも行かれるのでしょうか。

それとも、説明が2ページ目にあるのですけれども、消費生活大学院などで学ぶグループの方が出向かれるのでしょうか。交通機関が不便で行きにくいような場所もあると思うのですけれど

も、そういうところに対して3名のコーディネーターがどのように関わっておられるのか、興味があったので、教えていただければと思います。

○大藪座長 ありがとうございます。

石塚さん、お願いします。

○青森県 出前講座ですが、県でやっている出前講座は県内全ての市町村に出向くということでやっています。

市が設置する消費生活センターでも、市の中の団体から依頼があれば、やっているところもありますけれども、県が町村部であったり、各市であったり、申込みがあれば、全県的にやっているところではあります。

寸劇も遠いところだと、交通費が結構かかって大変なのですが、可能な限り対応できるようにということで、全県的にカバーしている状況であります。

○大藪座長 なかなか大変ですね。ありがとうございます。

ありがとうございます。今日、皆様方からいろいろと御質問をいただきまして、また、青森県、岐阜県、奈良県の御回答で様々なことをしていらっしゃる事が分かって、いろいろなところがいろいろなことをやっているの、こうやって聞いてみると、地元でこういったことができそうだなと思われたのではないかと思います。

今日は、本当にお忙しいところ、御発表いただきまして、ありがとうございます。

時間が少なくなってきましたので、このあたりで議題6に関する議論を終了させていただきたいと思えます。

御質問などがありましたら、消費者庁をお願いします。

今日は、青森県さん、岐阜県さん、奈良県さん、どうもありがとうございました。

以上で本日の議題は終了となりますので、最後に尾原審議官から一言御挨拶をいただきたいと思えます。

審議官、どうぞよろしく願いいたします。

○尾原審議官 消費者庁審議官の尾原でございます。

本日の検討会では、委員の皆様からこれまでの幅広い御経験、御知見に基づき御意見をたくさんいただき、大変ありがとうございました。

地域においてあらゆるライフステージに応じた消費者教育を推進するため、委員の皆様方には引き続き議論を重ねていただき、実効性のある取組の方向性等をお示しいただくことを我々事務方としては期待しております。

また、各自治体の御担当の皆様におかれましては、日頃より消費者教育に取組を様々にしていただき、関係機関との連携に御尽力いただきまして、心から感謝を申し上げます。

引き続き各自治体の現状や課題をお伺いしながら、地域における消費者教育の様々な推進に向け、委員の皆様方の御指導をいただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○大藪座長 尾原審議官、どうもありがとうございました。

皆様方、今日は本当に御参加いただきまして、ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返ししたいと思います。

○黒田課長 本日は、御多用のところ御議論等をいただき、ありがとうございました。

また、年始のお忙しいところ、青森県様、岐阜県様、奈良県様、幅広い、そして、中身の濃いプレゼンテーションをしていただきまして、この分科会のキックオフに大変ふさわしい内容をお教えいただいたということで心から感謝申し上げます。

次回以降の分科会の開催等につきましては、座長とも御相談の上、後日、事務局から御連絡させていただきます。資料4でも申し上げたとおり、次は3月上旬頃と考えておりますが、改めて御連絡させていただきます。

それでは、以上で第1回「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。